

地域密着型サービス事業所 管理者 様

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当課長 龍 俊彦

地域密着型サービスに係る運営推進会議の取扱いについて

平素から介護保険行政につきましてご理解ご協力ありがとうございます。

運営推進会議は、地域密着型サービス事業所に設置・開催が義務付けられ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等で構成され、事業所ごとに自ら設置するものです。この会議において、事業者が提供しているサービスの内容等を報告し、地域に開かれたサービスとすることで、事業運営の透明性の確保やサービスの質の向上、地域との連携及び交流の確保等に努めることを目的としています。

標記の件につきましては、「令和5年度大牟田市地域密着型サービス事業者集団指導資料（83頁）」により、令和6年度以降の対応をお示ししていたところですが、現在も新型コロナウイルス感染等により、運営推進会議が開催されていない状況があることから、「令和5年度大牟田市地域密着型サービス事業者集団指導資料」を再度ご確認ください、運営推進会議を開催していただきますようお願いいたします。

なお、「令和5年度大牟田市地域密着型サービス事業者集団指導資料」について下記のとおり補足しますのでお知らせいたします。

記

運営推進会議の代替の開催日も確保できず、市町村判断により書面開催等を認める場合について(補足)

代替の開催日も確保できない場合とは、感染症等が長期化し、次回の運営推進会議の開催予定日まで約1月に満たない場合を指します。(2月に1回以上運営推進会議を開催している事業所に限る)

以下の点に留意してください。

- ・市福祉課介護保険担当へ事前連絡を行わずに、運営推進会議を書面開催とした場合は、会議を開催したとはみなしません。必ず事前連絡(状況報告)のうえ、市の指示を受けてください。
- ・感染症発生予防のための書面開催は認められません。

※書面開催とは運営推進会議のメンバーへ会議資料を送付しただけでは認められません。資料を送付したうえで意見や感想等をいただき、議事録に記載してください。また、議事録には書面で対応した出席者がわかるように記載してください。

大牟田市役所 福祉課 介護保険担当

TEL : 41-2683

FAX : 41-2662